

震災による住宅の修繕工事費の助成申請期限

市が発行する、り災証明書で一部損壊の判定を受けた住宅を対象に、被災個所の修繕工事を行う場合、工事費の一部を助成しています。申請締切は12月28日(金)です。お早めにお申し込みください。

- **対象住宅** 次の要件を全て満たすこと
 - ①震災で被災した住宅、②被災の程度が全壊・大規模半壊・半壊のいずれにも該当しない住宅でり災証明書が一部損壊である、③被災日に住んでいた
- **対象者** 次の要件を全て満たすこと
 - ①市内に住所登録している、②被災した住宅の所有者である、③市税を滞納していない
- **対象工事** 屋根、壁、床、基礎などの修繕工事
 - ①対象工事費用が20万円以上(消費税を含む)、②平成25年3月までに完了報告を提出できる
- **対象外**
 - ①門、塀その他の外構工事、②備品の購入または交換、③自分で修繕したもの、④店舗など(併用の場合は、自らの居住の用に供する部分は対象)
- **助成金額** 対象工事費用の10分の1相当額(限度額は10万円、1世帯あたり1回のみ交付)
- **必要書類**
 - 申請書(印鑑が必要)と次の添付書類を提出してください。
 - ①住民票(申請者本人の同意があれば省略できます)、②納税証明書(申請者本人の同意があれば省略できます)、③り災証明書の写し
 - ※避難指示解除準備区域/旧警戒区域を除き、申請受付は終了しました。交付済み証明書の再発行は行います。
 - ④経費を確認できる見積書の写し、⑤被災個所のわかる写真(住宅全体・工事予定箇所)
 - ⑥修繕が完了している場合は修繕証明書
- **申請期限** 12月28日(金)
- **申請・問い合わせ** 建設部 都市計画課 ☎82-1114、各行政局産業建設課(土日・祝日を除く)

被災者用 借上げ住宅支援

県内自主避難者への借上げ住宅支援

県は現在、災害救助法の支援の対象となっていない県内自主避難者の借上げ住宅支援について、住宅支援を行っています。

- **対象世帯** 平成23年3月11日以降、平成24年11月1日までに県内に自主避難した世帯のうち、子どもまたは妊婦のいる世帯
- **入居期間** 平成26年3月31日まで
- **受付締切** 12月28日(金)
 - ※ただし、県外へ自主避難した子どもまたは妊婦のいる世帯が県内へ戻る場合は、当面の間、受け付けします。
- **家賃遡及** 家賃遡及は行いません。県の家賃負担は、借上げ住宅の入居申し出を市が受け付けた日から対象になります。
- **その他**
 - ①自主避難世帯とは、原発事故による避難指示などが出ている地域外から避難している世帯または住宅が全壊・全焼・流失などで居住する住宅がない世帯以外の世帯です。
 - ②子どもまたは妊婦のいる世帯とは、平成24年11月1日時点で、子ども(平成23年3月11日時点で18歳以下)または妊婦のかたが居る世帯です。※発災から長期間が経過したため、対象世帯を絞り実施します。
 - ③市町村を越えて避難した場合で、放射線量の高い場所から低い場所への転居を対象とします。
- **受け付け・問い合わせ** 建設部 都市計画課 ☎82-1114(土日・祝日を除く)

県外借上げ住宅の新規受付を終了します

現在、福島県から県外へ避難されているかたに対し、応急仮設住宅として借上げ住宅を提供していますが、県外への避難者が減少傾向にあり、地元への帰還が始まっていることなどから県外借上げ住宅の新規受付を12月28日で終了します。すでに県外借上げ住宅に避難しているかたへの支援は継続されます。

- **問い合わせ** 県生活環境部 避難者支援課 ☎024-523-4157



災害ごみ搬入の受付終了と仮置場を閉鎖します

損壊家屋解体事業の対象にならない、家庭の災害ごみや屋根瓦の受け入れを船引清掃センター内を仮置場として実施しています。間もなく受付を終了し仮置場を閉鎖しますので、搬入を希望されるかたはお早めに申請してください。次の要件をすべて満たすものに限りです。

- **災害ごみ搬入の申請期限** 12月28日(金)
- **仮置場への受け入れ期限** 12月28日(金)
- **対象物** 震災で被災した家屋などの災害ごみで、損壊家屋解体事業の対象にならないもの
- **対象者** 田村市に住居登録をしているかた
- **必要書類**
 - ①り災証明書の写しまたは被災状況を示す写真、②印鑑、③搬入車両の標識番号(ナンバー)
- **注意**
 - ①搬入できる災害ごみは、瓦・コンクリートがら・ブロック塀・石類・土壁・廃木材です。
 - ※事業所からでた災害ごみは搬入できません。
 - ②必ず①の品目ごとに分類してから搬入してください。
 - ③搬入する際は、シートで覆うなど飛散防止の措置をしてください。
 - ※運転中にごみを飛散または落下させたことで起きた事故は、運転者の責任になります。
- **搬入時間** 午前9時～午後4時
- **搬入日** 平日および第2土曜・第4日曜
- **申請・問い合わせ** 市民部 生活環境課 ☎81-2272、各行政局市民課(土日・祝日を除く)

第46回衆議院議員総選挙

皆さんの声を国政に生かす大切な選挙です。棄権しないで投票を。

- **問い合わせ** 選挙管理委員会事務局 ☎81-2111

投票日…**12月16日(日)** 公示…12月4日(火)

- **投票所…市内35カ所**
- **投票時間…午前7時～午後6時**

※今回の選挙から投票当日の投票時間が午後6時までになりますので、注意してください。

期日前投票できる会場・時間などは次のとおりです。

会場	期日	時間	備考
田村市役所	12月5日(水)	午前8時30分	市内にお住まいのかたは、どなたでも投票できます
	12月15日(土)	午後8時	
滝根行政局 大越行政局 都路行政局 常葉行政局	12月10日(月)	午前8時30分	
	12月15日(土)	午後7時	
船引地区 各出張所	12月12日(水)	午前8時30分	当該出張所管内にお住まいのかたのみ、投票できます
	12月15日(土)	午後5時	

市外へ避難されている市民の皆さんへ

市外へ避難されているなどで田村市での投票が困難であるかたは、現在滞在している市区町村で不在者投票ができます。不在者投票の方法など、詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

※最高裁判所裁判官国民審査は、12月9日(日)から投票できます。